

専門性を徹底し、責任の明確化を図るとともに、現在、年金積立金の管理運用を行っている特殊法人(年金資金運用基金)を廃止し、新たに独立行政法人(年金積立金管理運用独立行政法人)を創設します。

《改革の目的》

専門性の徹底

- ① 法人の理事長に、資金運用に関する高度な知識及び経験を有する者を任命し、法人が運用方針を作成します。
- ② 法人に、金融・経済の専門家等で構成する「運用委員会」を設置し、理事長が作成した運用方針を審議するとともに、法人の運用状況を監視します。
- ③ 施設(グリーンピア)業務・年金住宅融資業務を廃止し、運用業務に特化します。

責任の明確化

- ① 債券や株式への投資割合などの運用方針は、専門家集団である法人が決定することとし、運用業務を一元化します。
(運用方針は運用委員会の議を経て、厚生労働大臣が認可)
- ② 厚生労働大臣が運用業務の中期目標を設定、評価委員会が毎年度、運用実績を評価し、法人役員等の人事、報酬に反映させます。
- ③ 厚生労働大臣は、毎年度、積立金の運用が年金財政に与える影響を検証し、必要に応じ、運用方針の見直しを要求します。

